

役員選任規程

(総 則)

第1条 本規程は、定款第28条による役員を選任に関する事項を定める。

2. 役員を選任にあたっては、定款に定めるものの他、この規程に定めるところによる。

(範 囲)

第2条 理事は次の各号に掲げる者の内から選任する。なお、次の各号に掲げる者は、別紙(様式1)を評議員会に提出するものとする。

(1) 別表に掲げる7ブロックの推薦を受けた者から東・西各2名

(中部より以東を東、近畿以西を西とする。) 4 名

(2) 全国組織の連盟(実業団・学連・高体連・プロ協会より各1名)の推薦を受けた者 4 名

(3) 評議員会の推薦を受けた者 5 名

(4) 理事会の推薦する学識経験者 7 名 以内

2. 監事は、この法人の定款に定める2名以上3名以内の範囲内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

(時期および期間)

第3条 役員任期満了に伴う選任については、任期満了年の定時評議員会で、選任するものとする。

(会長・副会長・専務理事・常務理事の選任)

第4条 評議員会で理事が選任された後、直ちに当該理事による理事会を開催し、理事の互選により会長を選任し、その後、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

2. 会長選任の際の議事の運営責任者は、前任会長もしくは前任会長が指名する者があたる。

(規程の改廃)

第5条

この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(別表)

	ブロック	所属府県
東	北海道 東北	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
	関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・新潟
	中部	長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜
西	近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
	中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
	四国	香川・徳島・愛媛・高知
	九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

付 則

1. この規程は、平成 10 年 11 月 28 日より施行する。

付 則

この規程は、平成 12 年 10 月 2 日より施行する。

付 則

この規程は、平成 14 年 9 月 13 日より施行する。

付 則

この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

本規程第 3 条について、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記を行った最初の年度にあつては、最初の定時評議員会で選任するものとする。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 14 日より施行する。